

梅檀投樋門改修のため通行止めを行います

重信川の左岸にある梅檀投樋門（西高柳）は、農業用かんがい用水施設で、現在も北川原地区（約80ヘクタール）の農地へ用水を配水しています。

しかし、設置から約65年が経ち、老朽化が進んでいるため改修を行います。工事は重信川堤を開削し、樋門、樋管とも全面更新する予定です。工事に伴い、期間中は終日、付近の道路の全面通行止めを行います（左図）。

▼期間 平成26年11月上旬～27年7月下旬
※通行止めの期間などは、変更になる場合があります。



通行止めとなる道路

全面通行止めを行う場所（起点と終点）には、事前に看板を設置してお知らせする予定です。通行者や周辺地域の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所（工事について）
☎972-0206
県中予地方局農村整備第一課（計画について）
☎909-6147
まちづくり課土木係
☎985-4121

早めのライト点灯で交通事故の防止を

日没が早くなる年末にかけて、夕暮れ時、夜間の交通事故が多くなる傾向があります。そこで、県では「夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン」を12月31日まで行っています。次の点に気を付けて交通事故の防止に努めましょう。

- ▼自動車運転する人へ
 - ・夕暮れ時は、日没30分前からライト（前照灯）を付けましょう。
 - ・11、12月の点灯推奨時刻は16時30分からです。
 - ・昼間でも、雨や霧などの悪天候で視界が悪いときは、ライトを付けましょう。
 - ・夜間のライトは、上向き（ハイ

- ・ビーム）が原則です。下向き（ロービーム）とこまめに切り替えて歩行者などを早期に発見し、危険を回避しましょう。
- ▼自転車を利用する人へ
 - ・夕暮れ時、夜間のライト点灯を徹底しましょう。
 - ・夕暮れ時、夜間は明るい色の服装、反射材用品を着用しましょう。
- ▼歩行者の皆さんへ
 - ・夕暮れ時、夜間は明るい色の服装、反射材用品を着用しましょう。

町民課コミュニケーション係

☎985-4228



まさき農園利用者募集

野菜、花などの栽培を通じて自然と触れ合い、農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。

- ▼利用期間 契約日（平成27年3月31日まで）（以後1年ごと更新）
- ▼利用資格 町内在住の人（1世帯1区画）
- ▼利用方法 できるだけ農業、化学肥料を使わない栽培方法（有機栽培）とし、果樹などの永年作物の栽培は不可とします。
- ▼賃借料 年間5千円（貸付期間の途中から利用の場合は月割）
- ▼場所 伊予鉄道古泉駅東

▼募集区画数 1区画（30㎡）※応募多数の場合は抽選

▼申し込み方法 産業課にある「まさき農園利用申込書」に必要事項を記入、押印（シャチハタ不可）して提出してください。

- ▼締め切り 11月28日（金）
- ▼申込先 産業課農業振興係
☎985-4119

接続しましょう 公共下水道



公共下水道は、清潔で快適な生活を実現させる役割を担う大切な施設です。松前町では、平成14年から供用を開始し、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

公共下水道が使用できるようになっても、皆さんが生活排水を下水道管に流すための配水設備を設置しないと、その働きを生かすことができません。利用できる地域の人は、速やかに接続をお願いします。

下水道の使用にあたり、よくある質問をまとめました。

▼切り替え工事の時期は？

下水道が整備され、使用できる状態になったら、各家庭からの雨水以外の排水は、速やかに下水道に接続してください。

浄化槽を設置している人は6カ月以内に排水設備を設置して下水道に接続しましょう。また、くみ取り式トイレの人は、3年以内に水洗トイレに改造しましょう。

▼下水道を使うときの注意点は？

- ・台所では…下水道管が詰まる原因になる割り箸、野菜くずや油などは流さないようにしましょう。
- ・風呂場では…髪の毛やせっけんの塊は下水道が詰まる原因になります。排水溝からこまめに取り除くようにしましょう。
- ・トイレでは…水に溶けるトイレトーパー以外の紙は、下水道管が詰まる原因になります。流さないようにしましょう。

上下水道課下水道業務係
☎985-4126

松前の防災力 トイレのお話

総務課危機管理係
☎985-4103

大きな災害が起こったとき、最初に大きな問題となるのがトイレです。阪神淡路大震災では、ほとんどのトイレで汚物がたまり、水もなく流せずに使用不能に…。東日本大震災でも同様に、断水期間が長かったため学校のプールなどの水もすぐに無くなり、流せなくなりました。

一般的に人間が1日にトイレに行く回数は6回前後で、60L程度の水を使用するといわれています。松前町の3万人が1日6回トイレに行くと…18万回分、1,800トンの水が必要です。災害時に断水した場合、これだけ大量の水を確保するのは不可能です。もしもの時でもトイレが使用できるように、日ごろから対策を考えておきましょう。



マンホール直結式トイレ

簡易トイレ



▶トイレ対策

自助・共助 市販の簡易トイレを常備したり、既存のトイレにビニール袋や新聞紙を敷いて利用できるよう準備したりしておく。

公助 マンホールに直結するトイレを設置する（平成26年度より順次、各避難所に配備予定）。

平成27年度採用 松前町職員（保健師）を募集します

▼一次試験 日時 12月7日（日）10時 場所 役場または文化センター	保健師
採用 予定数	1人程度
1次試験	教養試験 (大学卒業程度) 専門試験(保健師) 事務適性検査 一般性格診断検査
2次試験	口述試験・作文試験

るほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に試験区分（「保健師請求」）を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒（92円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封して総務課へ送ってください。

▼申し込み方法
原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。＊ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ① 必要事項を記入した申込書
- ② 写真（3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格（縦45ミリ、横35ミリ）のもの）2枚
- ③ 返信用封筒（長形3号サイズ。あなたのでて先を明記し、82円切手を貼ったもの）
- ④ 保健師の資格取得者または平成27年4月末日までに取得見込みの人

▼申込期間 11月4日（火）～17日（月）8時30分～17時15分
＊土日を除く
＊郵送の場合は11月17日必着

▼申込書交付場所
申込書は町ホームページからダウンロード（A4両面印刷）でき

るほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に試験区分（「保健師請求」）を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒（92円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封して総務課へ送ってください。

▼申し込み方法
原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。＊ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ① 必要事項を記入した申込書
- ② 写真（3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格（縦45ミリ、横35ミリ）のもの）2枚
- ③ 返信用封筒（長形3号サイズ。あなたのでて先を明記し、82円切手を貼ったもの）
- ④ 保健師の資格取得者または平成27年4月末日までに取得見込みの人

▼申込期間 11月4日（火）～17日（月）8時30分～17時15分
＊土日を除く
＊郵送の場合は11月17日必着

▼申込書交付場所
申込書は町ホームページからダウンロード（A4両面印刷）でき

るほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に試験区分（「保健師請求」）を朱書きし、長形3号サイズの返信用封筒（92円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封して総務課へ送ってください。

▼申し込み方法
原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。＊ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》

- ① 必要事項を記入した申込書
- ② 写真（3カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格（縦45ミリ、横35ミリ）のもの）2枚
- ③ 返信用封筒（長形3号サイズ。あなたのでて先を明記し、82円切手を貼ったもの）
- ④ 保健師の資格取得者または平成27年4月末日までに取得見込みの人

▼申込期間 11月4日（火）～17日（月）8時30分～17時15分
＊土日を除く
＊郵送の場合は11月17日必着

▼申込書交付場所
申込書は町ホームページからダウンロード（A4両面印刷）でき

児童の医療費請求をお忘れなく

小学1年生以降の児童の医療費を保護者の請求により助成しています。

▼対象 保護者、児童ともに町内に住所のある人

▼助成期間
●入院助成
・平成24年11月（※）～26年3月診療分：13歳の誕生日前日まで
・26年4月診療分から：中学3年生の3月31日まで
●通院助成
・24年11月診療分（※）から：7歳の誕生日の前日まで
※26年11月の時点の対象です。医療を受けた日の属する月の翌月の初日から2年を過ぎると、請求できませんので、ご注意ください。

▼助成金額 保険診療分の自己負担額（差額ベッド代などの保険適用外の費用や食事の一部負担額は対象外）から、高額療養費や付加給付金を除いた額

▼請求手続き 次のものを持って福祉課にお越しください。

- ① 領収書（月単位でまとめたもの）
- ② 児童の健康保険証
- ③ 認印（朱肉を使用するもの）
- ④ 保護者名義の預金通帳
- ⑤ 限度額適用認定証（ある人だけ）
- ⑥ 高額療養費や付加給付金の支給額が分かるもの（決定通知書など）

※他の助成制度が優先される場合があります。

問 福祉課児童福祉係
☎985-4114

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」期限までに申請をしましょう

現在、町では次の給付金の申請を期間を延長して受け付けています。対象だと思われる人には、申請書類を送付しています。期限を過ぎると給付が受けられなくなり、忘れずに申請してください。

① 臨時福祉給付金
給付金額 1万円（加算対象者は1万5千円）

▼申請期限 12月2日（火）

▼対象 住民税が課税されていない人（課税がある人に扶養されている場合を除く）

▼提出先・問い合わせ先
福祉課障がい福祉係
☎985-4155

② 子育て世帯臨時特例給付金
給付金額 1万円

▼申請期限 12月9日（火）

▼対象 平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）を受給している人で、25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満である人

▼提出先・問い合わせ先
福祉課児童福祉係
☎985-4114

「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」 11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待には、身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト（養育の拒否、怠慢など）があります。親が「しつけ」と考えても、子どもの心や体の発達が阻害されるほどのものは、虐待と捉えられる場合もあります。

▼見逃せない子どもからのサイン
・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
・原因不明のけが（あざ、やけど、打撲など）がある
・表情が乏しく元気がない

・態度がおどおどしている
・衣服や身体が不潔である
・家に帰りがたがらず家を出をする
・理由もなく学校などを休む

▼相談機関
児童相談所 全国共通ダイヤル
☎0570-064-0000
県中央児童相談所
☎922-0540
福祉課児童福祉係
☎985-4114

町有地を売却します

下記の町有地を一般競争入札で売却します。

▼入札日 平成27年1月26日（月）
▼入札参加方法
入札参加申込書を持参か郵送（書留）で提出してください。

▼関係書類配布・提出期限
12月19日（金）まで
※郵送で提出する場合は、12月19日（金）17時必着

▼配布・提出先
〒791-3192
伊予郡松前町大字筒井631
財政課財産管理係
☎985-4232

①所在地 ②地目 ③地積 ④予定価格 ⑤用途地域 ⑥備考

物件1
①松前町大字北川原字原端1332番1 ②宅地 ③177.09㎡
④6,074,000円 ⑤市街化調整区域 ⑥旧塩屋集会所跡

平成26年度 宝くじ助成事業で整備

宝くじ助成で、大溝地区と塩屋地区に祭り用具一式が整備されました。

大溝

◎祭り用具一式
ステージ、やぐらほか

塩屋

◎祭り用具一式
提灯、アンプ、テントほか

問 町民課コミュニティ係 ☎985-4228

平成27・28年度 入札参加資格審査の 申請の受け付け開始

27・28年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、業務委託や物品などの入札参加資格審査の申請を次の通り受け付けます。

詳細は、財政課窓口、ホームページに掲載していますので、確認の上、申請してください。

▶受付期間
11月4日（火）～12月25日（木）

問 財政課入札検査係
☎985-4157

保険料控除証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類が必要です。日本年金機構から11月上旬または翌年2月上旬に送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が領収証書を、年末調整や確定申告の際は必ず添付してください。

▼11月送付対象者 1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した人

▼翌年2月送付対象者 10月1日から12月31日の間に今年初めて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、その本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付し

て申告してください。

●控除証明書専用ダイヤル
☎0570-058-555

※「050」から始まる電話からかける場合は
☎03-6700-1144

●11月30日は「年金の日」

厚生労働省は、「ねんきんネット」などを利用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせてもらうため、11月30日（いいみらい）を年金の日としました。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページをご覧ください。年金事務所・役場にお問い合わせください。10月号の広報まさきでも紹介しています。

●松山西年金事務所国民年金課
☎925-5110
町民課住民係
☎985-4106

家屋を取り壊したら届け出を

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出をする必要があります。これらの届け出を忘れ

ると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

●税務課資産課係
☎985-4111

パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除（最低65万円）を引いて求めます。

●夫の配偶者控除・配偶者特別控除
妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、141万円未満なら配偶者特別控除を受けます。配偶者特別控除は妻のパート収入が増えると減少します。

●妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町民税は課税されることがあります。町民税には所得割と均等割があります。所得割はパート収入が100万円を超える場合に、均等割は93万円を超える場合に課税されます。

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の課税	
			所得税	町民税
93万円以下	○	×	非課税	町民税 非課税
93万円超 100万円以下				課税
100万円超 103万円以下	×	○	課税	
103万円超 141万円未満				
141万円以上		×		

※合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

●税務課町民税係（町民税）

松山税務署・電話相談センター
☎985-4110
☎941-9121

松山税務署 年末調整説明会

会社などで給与の支払い事務を担当している人を対象に、下記の日程で説明会を行います。どの会場でも参加できます。

できるだけ公共の交通機関を利用して参加してください。

日時	会場
11/17 ⑧ 14時～16時	東温市中央公民館 大ホール
11/18 ④ 14時～16時	松山市総合コミュニティセンター カメラシアホール
11/19 ⑥ 10時～12時	松前総合文化センター 広域学習ホール
11/21 ⑤ 14時～16時	久万高原町産業文化会館 研修室
11/26 ⑧ 14時～16時	砥部町中央公民館 2階講座室

※松山市へ提出する給与支払報告書（総括表）は、松山市が郵送する所定の用紙をご使用ください。

●国税庁ホームページを利用しよう
国税に関すること、申告手続き、路線価図など多くの情報を掲載しています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp>まで。

●e-Taxを利用しよう
自宅や仕事場からインターネットを利用して、所得税徴収高計算書を提出したり、源泉所得税が納付できたりします。詳しくは、<http://www.e-tax.nta.go.jp>まで。
※インターネットでの納付（インターネットバンキング）については、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

●松山税務署 ☎941-9121

平成27年 4月から 町税・保険料など 口座振替領収書を廃止します

町税や保険料などを口座振替による納付で、領収書を希望する人には、これまで口座振替領収書を郵送していました。

しかし、27年4月から省資源化などを図るため、口座振替領収書を廃止します。振替の結果は通帳でご確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

- ▶口座振替領収書を廃止する町税・保険料など
- 町民税（普通徴収）
 - 軽自動車税
 - 介護保険料（普通徴収）
 - 固定資産税
 - 国民健康保険税（普通徴収）
 - 後期高齢者医療保険料（普通徴収）

- ▶廃止後も郵送する証明書
- 確定申告で使用するための証明書（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）…毎年1月中旬に送付
 - 軽自動車の継続検査用納税証明書…毎年5月下旬に送付

●税務課管理収納係（税のこと） ☎985-4109
●保険課保険料係（保険料のこと） ☎985-4227

第2回 まさき前き町 産業まつり たわわ祭

昨年好評だった「たわわ祭」を、今年は2日間にパワーアップして開催します。みきゃん、マッキー、おたたちちゃん、とべっちなどのゆるキャラも応援に来てくれます。ぜひご来場ください。

- 日時 11月29日(土)、30日(日) 9時～16時
 - 会場 まさき村店舗前駐車場（エミフルMASAKI敷地内）
 - 内容 特産品などの展示販売、飲食店の実演販売企業展、ステージパフォーマンス(※)
- ※餅まきやジュニアダンス、愛の葉ガールズをはじめ、四国のご当地アイドルのライブなど各種イベントがめじろ押しです。

まさきの農水工商の恵みが集結します



昨年の様子

※詳しくは、11月下旬の新聞折り込みチラシでお知らせします。

●産業課商工水産観光係 ☎985-4120